

ヒトES細胞の分配機関に関する指針 条文比較表(案)

網掛け部分は参考として掲載

現行	改正後(案)	備考
<p style="text-align: center;">ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第四条)</p> <p>第二章 ヒトES細胞の分配</p> <p> 第一節 分配の要件(第五条—第八条)</p> <p> 第二節 分配機関(第九条—第十八条)</p> <p> 第三節 海外使用機関に対する分配(第十九条・第二十条)</p> <p>第三章 ヒトES細胞の使用等</p> <p> 第一節 使用の要件等(第二十一条—第二十三条)</p> <p> 第二節 使用の体制(第二十四条—第二十七条)</p> <p> 第三節 使用の手続(第二十八条—第三十四条)</p> <p> 第四節 分化細胞の取扱い等(第三十五条・第三十六条)</p> <p>第四章 雑則(第三十七条・第三十八条)</p>	<p style="text-align: center;">ヒトES細胞の分配機関に関する指針</p> <p>[目次を削る。]</p>	
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この指針は、ヒトES細胞が、医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で、人の生命の萌芽であるヒト胚を使用すること、ヒトES細胞が、ヒト胚を滅失して樹立されたものであり、また、全ての細胞に分化する可能性があること等の生命倫理上の問題を有することに鑑み、ヒトES細胞の取扱いにおいて、生命倫理上の観点から遵守すべき基本的な事項を定め、もってその適正な実施の確保に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この指針は、ヒトES細胞が、医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で、人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失して樹立されたものであり、また、全ての細胞に分化する可能性があることに鑑み、分配機関が行うヒトES細胞の分配に関し、生命倫理上の観点から遵守すべき基本的な事項を定め、もってその適正な実施の確保に資することを目的とする。</p>	<p>記載の適正化 「適用の範囲」と統合。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 胚 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する胚をいう。</p> <p>二 ヒト胚 ヒトの胚(ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。)をいう。</p> <p>三 ヒト受精卵 法第二条第一項第六号に規定するヒト受精卵をいう。</p> <p>四 人クローン胚 法第二条第一項第十号に規定する人クローン胚をいう。</p> <p>五 ヒトES細胞 ヒト胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚でないもののうち、多能性(内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質を</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 胚 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する胚をいう。</p> <p>二 ヒト胚 ヒトの胚(ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。)をいう。</p> <p>三 ヒト受精卵 法第二条第一項第六号に規定するヒト受精卵をいう。</p> <p>四 人クローン胚 法第二条第一項第十号に規定する人クローン胚をいう。</p> <p>五 ヒトES細胞 ヒト胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚でないもののうち、多能性(内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をい</p>	<p>—</p> <p>—</p>

現行	改正後(案)	備考
いう。)を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるものをいう。	う。)を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるものをいう。	
六 分化細胞 ヒトES細胞が分化することにより、その性質を有しなくなった細胞をいう。	[号を削る。]	本指針で規定する必要性が低いいため削除
七 生殖細胞 始原生殖細胞から精子又は卵子に至るまでの細胞をいう。	[号を削る。]	本指針で規定する必要性が低いいため削除
八 樹立 特定の性質を有する細胞を作成することをいう。	[号を削る。]	本指針で規定する必要性が低いいため削除
九 第一種樹立 ヒト受精卵を用いてヒトES細胞を樹立すること(次号に掲げるものを除く。)をいう。	[号を削る。]	研究者にとって一般的な用語ではないため定義を廃止する。
十 第二種樹立 人クローン胚を作成し、当該人クローン胚を用いてヒトES細胞を樹立することをいう。	[号を削る。]	研究者にとって一般的な用語ではないため定義を廃止する。
十一 樹立機関 ヒトES細胞を樹立する機関をいう。	六 樹立機関 ヒトES細胞を樹立する機関をいう。	—
十二 分配機関 ヒトES細胞(基礎的研究の用に供するものに限る。)を使用する第三者に分配することを目的として樹立機関から寄託されたヒトES細胞の分配をし、及び維持管理をする機関をいう。	[号を削る。]	
十三 使用機関 ヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う機関(海外使用機関を除く。)をいう。	七 使用機関 ヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う機関(海外機関を除く。)をいう。	海外使用機関は廃止。
十二 分配機関 ヒトES細胞(基礎的研究の用に供するものに限る。)を使用する第三者に分配することを目的として樹立機関から寄託されたヒトES細胞の分配をし、及び維持管理をする機関をいう。	八 分配機関 他の機関から寄託されたヒトES細胞(基礎的研究の用に供するものに限る。)を第三者に分配する業務(以下「分配業務」という。)を実施する機関をいう。	分配及びこれに関連する内容を「分配業務」と文言の適正化
十四 臨床利用機関 法令に基づき、医療(臨床研究及び治験を含む。)に用いることを目的としたヒトES細胞の使用のための手続を経てヒトES細胞を使用する機関をいう。ただし、ヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う場合を除く。	[号を削る。]	本指針で規定する必要性が低いいため削除
十五 海外使用機関 日本国外にある事業所においてヒトES細胞を使用して基礎的研究を行う機関をいう。	九 海外機関 外国において基礎的研究又は医療(臨床研究及び治験を含む。)に用いることを目的としてヒトES細胞を使用する機関をいう。	海外への臨床目的での分配を可能とすることに伴い、海外機関に修正。
十六 海外分配計画 分配機関が行うヒトES細胞の海外使用機関に対する分配(基礎的研究の用に供するものに限る。)に関する計画をいう。	[号を削る。]	海外分配計画の廃止に伴い削除。
十七 使用計画 使用機関が行うヒトES細胞の使用に関する計画をいう。 [号を加える。]	[号を削る。]	本指針で使われないため削除
十八 分配責任者 分配機関において、ヒトES細胞の分配を総括する立場にある者をいう。	十 設置計画 分配機関の設置に関する計画をいう。	本指針でよく使う用語のため、定義を設ける。
十九 使用責任者 使用機関において、ヒトES細胞の使用を総括する立場にある者をいう。	十一 分配責任者 分配機関において分配業務を総括する立場にある者をいう。 [号を削る。]	記載の適正化。 本指針で使われないため削除

現行	改正後(案)	備考
<p>[号を加える。]</p> <p><u>二十</u> インフォームド・コンセント 十分な説明に基づく自由な意思による同意をいう。</p>	<p><u>十二</u> 研究者等 分配責任者の監督の下でヒトES細胞を取り扱う研究者及び技術者をいう。</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>本指針でよく使う用語のため、定義を設ける。</p> <p>本指針で使われないため削除</p>
<p>(適用の範囲)</p> <p><u>第三条</u> この指針は、ヒトES細胞の分配(樹立機関が行うものを除く。)及び基礎的研究の用に供する使用について適用する。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>第1条に統合。</p>
<p>(ヒトES細胞に対する配慮)</p> <p><u>第四条</u> ヒトES細胞を取り扱う者は、ヒトES細胞が、人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失させて樹立されたものであること及び全ての細胞に分化する可能性があることに配慮し、誠実かつ慎重にヒトES細胞の取扱いを行うものとする。</p>	<p>(ヒトES細胞に対する配慮)</p> <p><u>第三条</u> ヒトES細胞を取り扱う者は、ヒトES細胞が、人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失させて樹立されたものであること及び全ての細胞に分化する可能性があることに配慮し、誠実かつ慎重にヒトES細胞の取扱いを行うものとする。</p>	<p>—</p>
<p><u>第二章</u> ヒトES細胞の分配</p>	<p>[章を削る。]</p>	
<p><u>第一節</u> 分配の要件</p>	<p>[節を削る。]</p>	
<p>(分配に供されるヒトES細胞の要件)</p> <p><u>第五条</u> 分配に供されるヒトES細胞は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>一 ヒトES細胞の樹立に関する指針(平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第二号。以下「ES樹立指針」という。)に基づき樹立されたヒトES細胞又はこの指針に基づき海外から分配を受けたヒトES細胞(基礎的研究の用に供するものに限る。)であること。</p> <p>二 必要な経費を除き、無償で分配、寄託又は譲渡されたものであること。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>要件は明らかであるため削除</p> <p>なお、分配機関が海外からヒトES細胞の分配を受けることは実態としてない。</p> <p>樹立指針で規定されている内容であり、例外が想定されないため削除。</p>
<p>(使用機関に対する分配の要件)</p> <p><u>第六条</u> 使用機関に対するヒトES細胞の分配は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。</p> <p>一 この指針に基づき使用計画を実施する使用機関に対してのみ分配をすること。</p> <p>二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。</p>	<p>[条を削る。]</p>	
<p>(臨床利用機関に対する分配の要件)</p> <p><u>第七条</u> 使用機関からの臨床利用機関に対するヒトES細胞の分配は、分配に供されるヒトES細胞が分配機関から分配を受けたものでない場合であって、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。</p> <p>一 次に掲げる要件を満たすことを確保するため、使用機関が臨床利用機関と書面による契約を締結していること。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>使用機関に対して適用される規定であり、分配機関に無関係であるため削除</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>イ ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞から生殖細胞の作成を行わないこと。</p> <p>ロ 分配を受けたヒトES細胞を、他の機関に対して分配又は譲渡をしないこと。</p> <p>ハ ヒトES細胞の使用について遵守すべき倫理的な事項に関する規則が定められていること。</p> <p>ニ ヒトES細胞の使用に関する倫理的な識見を向上させるための教育及び研修を実施するための計画が定められていること。</p> <p>ホ 個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。</p> <p>ヘ この条に掲げる要件に反することとなった場合においては、ヒトES細胞の分配をした使用機関にヒトES細胞を返還又は譲渡すること。</p> <p>ト 作成した分化細胞を譲渡する場合には、当該分化細胞がヒトES細胞に由来するものであることを譲渡先に通知すること。</p> <p>チ ヒトES細胞の使用を終了したときは、残余のヒトES細胞を廃棄し、又は分配をした使用機関に返還又は譲渡すること。</p> <p>二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。</p>		
<p>(海外使用機関に対する分配の要件)</p> <p><u>第八条</u> 海外使用機関に対するヒトES細胞の分配は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。</p> <p>一 第二十条第七項に規定する文部科学大臣の確認を受けた海外分配計画に基づき契約を締結した海外使用機関に対してのみ分配をすること。</p> <p>二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。</p>	<p>[条を削る。]</p>	
<p><u>第二節</u> 分配機関</p>	<p>[節を削る。]</p>	
<p>(分配機関の基準)</p> <p><u>第九条</u> 分配機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 ヒトES細胞の分配等(分配をすること、寄託を受けること及び維持管理をすることをいう。以下同じ。)をするに足りる十分な施設、人員、技術的及び管理的な能力並びに財政的基礎を有すること。</p> <p>二 ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項に関する規則が定められていること。</p> <p>三 倫理審査委員会が設置されていること。</p> <p>四 動物又はヒトの細胞の分配の実績を有すること。</p>	<p>(分配機関の基準)</p> <p><u>第四条</u> 分配機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 分配業務を実施するために必要な施設、人員、技術的能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>三 倫理審査委員会が設置されていること</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>「分配等」を「分配業務」に変更。</p> <p>規則の内容は実態として指針と同様の規定であり、規則を求める必要は無い。</p> <p>実績が要る根拠が不明なため削除</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>五 ヒトES細胞の分配等に関する技術的能力及び倫理的な識見を向上させるために必要な教育及び研修(以下「教育研修」という。)を実施するための計画(以下「教育研修計画」という。)が定められていること。</p>	<p>三 分配業務に関する技術的能力及び倫理的な識見を向上させるために必要な教育及び研修(以下「教育研修」という。)を実施するための計画(以下「教育研修計画」という。)が定められていること。</p>	<p>文言の適正化</p>
<p>(分配機関の業務等)</p> <p>第十条 分配機関は、ヒトES細胞の分配等をするもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 一度分配をされたヒトES細胞のうち使用機関において加工されたものを譲り受け、その分配をし、及び維持管理をすること(ヒトES細胞を使用する研究の進展のために合理的である場合に限る。)</p> <p>二 使用計画(当該分配機関が分配したヒトES細胞を用いるものに限る。)を実施する者にヒトES細胞の取扱いに関する技術的研修を行うこと。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>業務として定める必要性が低いため削除(禁止するものではない)</p> <p>業務として定める必要性が低いため削除(禁止するものではない)</p>
<p>(分配機関の長)</p> <p>第十一条 分配機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 海外分配計画の妥当性を確認し、<u>第二十条の規定に基づき</u>、その実施を了承すること。</p> <p>二 ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を把握し、必要に応じ分配責任者に対しその留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。</p> <p>三 ヒトES細胞の分配等を監督すること。</p> <p>四 分配機関においてこの指針を周知徹底し、これを遵守させること。</p> <p>五 樹立機関から寄託を受けたヒトES細胞の分配の実績について、当該樹立機関の長に定期的に報告を行うこと。</p> <p>六 ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画を策定し、<u>これに基づき</u>教育研修を実施すること。</p> <p>七 前条第一項第二号に規定する技術的研修について、その実施体制を整備すること。</p> <p>2 分配機関の長は、分配責任者を兼ねることができない。</p>	<p>(分配機関の長)</p> <p>第五条 分配機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 設置計画(分配機関の設置に関する計画をいう。)<u>の妥当性を確認し、この指針で定める手続に従い</u>、その実施を了承すること。</p> <p>二 分配業務の状況を把握し、必要に応じ、分配責任者に対しその留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。</p> <p>三 分配業務を監督すること。</p> <p>四 分配機関においてこの指針を周知徹底し、これを遵守させること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>五 分配業務に関する教育研修計画を作成し、教育研修を実施すること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>2 分配機関の長は、分配責任者を兼ねることができない。</p>	<p>海外分配計画は廃止。本来、設置計画の運用が主であるため、規定の適正化を図った。</p> <p>「分配等、返還、譲受け」→「分配業務」</p> <p>「分配等」→「分配業務」</p> <p>— 定期報告を定める必要はない。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>第5号に含める。</p> <p>—</p>
<p>(分配責任者)</p> <p>第十二条 分配責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 ヒトES細胞の分配等を総括し、及び研究者に対し必要な指示をすること。</p> <p>二 ヒトES細胞の分配等が適切に実施されていることを随時確認すること。</p> <p>三 ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況に関し、分配機関の長及び分配機関の倫理審査委員会に対し必要な報告をすること。</p>	<p>(分配責任者)</p> <p>第六条 分配責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 分配業務を総括し、研究者等に対し必要な指示をすること。</p> <p>二 分配業務が適切に実施されていることを随時確認すること。</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>「分配等」→「分配業務」</p> <p>「分配等」→「分配業務」</p> <p>分配業務に含まれる</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>四 当該分配機関の設置に関する計画(以下「設置計画」という。)又は海外分配計画を実施する研究者に対し、ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画に基づく教育研修に参加するよう命ずるとともに、必要に応じ、その他のヒトES細胞の分配等に関する教育研修を実施すること。</p> <p>五 第十条第一項第二号に規定する技術的研修を実施すること。</p> <p>六 海外分配計画を記載した書類(以下「海外分配計画書」という。)を作成すること。</p> <p>七 前各号に定めるもののほか、ヒトES細胞の分配等を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。</p> <p>2 分配責任者は、分配機関ごとに一名とし、ヒトES細胞に関する倫理的な識見並びに十分な専門的知識及び技術的能力を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。</p>	<p>三 分配業務に関する教育研修に研究者等を参加させること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>2 分配責任者は、ヒトES細胞に関する倫理的な識見並びに十分な専門的知識及び技術的能力を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。</p>	<p>教育研修の記載の適正化。なお、設置計画は定義に。海外分配計画は廃止。</p> <p>第十条第一項第二号の廃止に伴い削除 海外分配計画は廃止</p> <p>分配業務に含まれる。</p>
<p>(分配機関の倫理審査委員会)</p> <p>第十六条 分配機関の倫理審査委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 この指針に即して、設置計画の変更の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p>二 この指針に即して、海外分配計画の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p>三 ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p>2 第十三条第二項から第四項までの規定は、分配機関の倫理審査委員会の要件及び運営について準用する。この場合において、これらの規定中「設置審査委員会」とあるのは「分配機関の倫理審査委員会」と、「設置計画の妥当性」とあるのは「設置計画の変更及び海外分配計画の妥当性」と、「分配機関を設置しようとする機関」とあるのは「分配機関」と、「当該設置計画を実施する研究者」とあるのは「当該設置計画及び海外分配計画を実施する研究者」と、「設置計画の審査」とあるのは「設置計画の変更及び海外分配計画の審査」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(倫理審査委員会)</p> <p>第七条 分配機関の倫理審査委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 この指針に即して、設置計画の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>二 分配等の状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p>[項を削る。]</p>	<p>記載の適正化</p> <p>分配機関と設置機関の使い分けを廃止。</p>
<p>(設置審査委員会)</p> <p>第十三条 分配機関の設置に関する倫理審査委員会(以下「設置審査委員会」という。)は、この指針に即して、設置計画の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関を設置しようとする機関の長に対し意見を提出する業務を行うものとする。</p> <p>2 設置審査委員会は、前項の審査の過程の記録を作成し、これを保管するものとする。</p>	<p>[条を削る。]</p> <p>2 分配機関の倫理審査委員会は、審査の記録を作成し、これを保管するものとする。</p>	<p>新第7条 倫理審査委員会に統一</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>3 設置審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 設置計画の妥当性を総合的に審査できるよう、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者から構成されていること。</p> <p>[イを加える。]</p> <p>[ロを加える。]</p> <p>[ハを加える。]</p> <p>二 分配機関を設置しようとする機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含まれていること。</p> <p>三 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。</p> <p>四 当該設置計画を実施する研究者、分配責任者との間に利害関係を有する者及び分配責任者の三親等以内の親族が審査に参画しないこと。</p> <p>五 設置審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な運営手続が定められていること。</p> <p>六 設置審査委員会の構成、組織及び運営並びにその議事の内容の公開その他設置計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>4 設置審査委員会の運営に当たっては、前項第六号に規定する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、議事の内容について公開するものとする。</p>	<p>3 分配機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 設置計画の妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。</p> <p>イ 生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。</p> <p>ロ 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。</p> <p>ハ 一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること。</p> <p>ニ 当該分配機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含まれていること。</p> <p>ホ 五名以上で構成され、男女両性で構成されていること。</p> <p>ヘ 当該設置計画を実施する研究者又は分配責任者との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>二 当該倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。</p> <p>4 設置計画を実施する分配責任者及び研究者等は、分配機関の倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査委員会の求めに応じて、その会議に出席し設置計画に関する説明を行うことはできる。</p> <p>5 分配機関の倫理審査委員会は、設置計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。当該審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、全ての委員に報告されなければならない。</p> <p>6 分配機関の倫理審査委員会の議事の内容は、倫理審査委員会に関する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、公開するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>医学系指針の要件に合わせる改正</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(分配機関の設置に関する手続)</p> <p>第十四条 分配機関を設置しようとする機関の長は、設置計画を記載した書類(第三項及び第四項第一号において「設置計画書」という。)を作成し、設置計画のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。</p> <p>2 前項の確認を受けようとする機関の長は、あらかじめ、設置審査委員会を設け、設置計画の妥当性について意見を求めるものとする。</p> <p>3 設置計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>(分配機関の設置に関する手続)</p> <p>第八条 分配機関を設置しようとする機関の長は、設置計画書を作成し、設置計画のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。</p> <p>2 前項の確認を受けようとする機関の長は、あらかじめ、設置計画の妥当性について倫理審査委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>3 設置計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>設置委員会を廃止する。</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>一 分配機関の名称及び所在地並びに分配機関の長の氏名</p> <p>二 ヒトES細胞の分配等を行う組織及び人員の体制</p> <p>三 分配責任者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講歴及び分配機関において果たす役割</p> <p>[号を加える。]</p> <p>四 研究者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講歴及び分配機関において果たす役割</p> <p>五 ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設及び設備並びに管理体制(ヒトES細胞の分配等を取り扱う施設の平面図及び設備の配置図並びに管理システムの配置図を含む。)</p> <p>六 寄託又は譲渡を受けるヒトES細胞に関する説明</p> <p>七 ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項を定めた規則に関する説明</p> <p>八 倫理審査委員会の体制</p> <p>九 ヒトES細胞の分配等に関する教育研修計画の内容</p> <p>十 その他必要な事項</p> <p>三 分配責任者の氏名、略歴、ヒトES細胞に関する取扱実績又は研究業績、教育研修の受講歴及び分配機関において果たす役割</p> <p>4 第一項の確認を受けようとする機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>一 設置計画書</p> <p>[号を加える。]</p> <p>六 ヒトES細胞の分配等を継続的に行い得る財政的基礎を示す書類</p> <p>二 設置審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類</p> <p>三 設置審査委員会に関する事項を記載した書類及び前条第三項第六号に規定する規則の写し</p> <p>四 分配機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類及び第十六条第二項の規定により読み替えて準用する前条第三項第六号に規定する規則の写し</p> <p>五 ヒトES細胞の分配等について遵守すべき技術的及び倫理的な事項並びにヒトES細胞の管理に関する事項を定めた規則の写し</p> <p>六 ヒトES細胞の分配等を継続的に行い得る財政的基礎を示す書類</p> <p>七 動物又はヒトの細胞の分配の実績を示す書類</p> <p>5 文部科学大臣は、第一項の確認を求められたときは、設置計画のこの指針に対する適合性</p>	<p>一 分配機関の名称及び所在地</p> <p>[号を削る。]</p> <p>二 分配責任者の氏名</p> <p>三 分配機関の基準に関する説明</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>4 設置計画書には、分配責任者の略歴、研究業績及び教育研修の受講歴を示す書類を添付するものとする。</p> <p>5 第一項の確認を受けようとする機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>一 設置計画書</p> <p>二 分配責任者の略歴、研究業績及び教育研修の受講歴</p> <p>三 分配業務を継続的に行い得る財政的基礎を示す書類</p> <p>四 倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類</p> <p>五 倫理審査委員会に関する規則</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>6 文部科学大臣は、第一項の確認を求められたときは、設置計画のこの指針に対する適合性</p>	<p>分配機関の長の氏名の届出は不要とする。</p> <p>第3号に統一</p> <p>略歴は添付書類にする。役割は総括と決まっているので記載不要とする。</p> <p>第2号、第5号を統一</p> <p>研究者の登録を廃止</p> <p>第3号へ統合又は計画書添付書類</p> <p>記載不要とする改正</p> <p>規則は不要とする。</p> <p>第4項第六号</p> <p>第3号に統一</p> <p>具体的内容が無いため削除</p> <p>第3項第3号から分離</p> <p>—</p> <p>設置審査委員会は廃止する</p> <p>設置審査委員会は廃止する。</p> <p>記載の適正化</p> <p>規則は廃止する。</p> <p>実績を示す書類の提出は不要とする。機関の基準で十分。</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>6 文部科学大臣は、前項の確認を行ったときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>[項を削る。]</p>	<p>指針で定める内容ではないため削除。</p>
<p>(設置計画の変更)</p> <p><u>第十五条</u> 分配機関の長は、前条第三項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更の妥当性について分配機関の倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該変更のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。この場合において、分配機関の長は、当該変更の内容及び理由について記載した書類並びに当該変更に係る倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、当該変更のこの指針に対する適合性について科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>3 分配機関の長は、前条第三項第一号、第四号又は第七号から第十号までに掲げる事項を変更したときは、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、当該変更が同項第四号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものであるときは、分配機関の長は、あらかじめ、当該変更の妥当性について分配機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 文部科学大臣は、前項の届出(前条第三項第一号に掲げる事項の変更に係るものを除く。)があったときは、当該届出に係る事項を科学技術・学術審議会生命倫理・安全部に報告するものとする。</p>	<p>(設置計画の変更)</p> <p><u>第九条</u> 分配機関の長は、前条第三項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該変更の妥当性について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該変更のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。<u>ただし、設置計画の実質的な内容に係らない変更については、分配機関の長に報告することをもって足りる。</u></p> <p>2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、当該変更のこの指針に対する適合性について科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p>	<p>軽微変更規定を設ける。</p> <p>該当する規定の廃止に伴い削除</p> <p>該当する規定の廃止に伴い削除</p>
<p>[条を加える。]</p>	<p>(設置計画の実質的な内容に係らない変更)</p> <p><u>第十条</u> 分配機関の長は、第八条第三項第一号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を倫理審査委員会及び文部科学大臣に届け出るものとする。</p> <p>2 分配機関の長は、第八条第三項第二号又は第三号に掲げる事項の変更(設置計画の実質的な内容に係らない変更に限る。)をしたときは、その旨を倫理審査委員会及び文部科学大臣に届け出るものとする。</p>	<p>軽微な変更規定を新たに設ける。</p> <p>「分配機関の基準」に係る内容の変更が想定される。</p>
<p>(使用機関に対する分配の要件)</p> <p><u>第六条</u> 使用機関に対するヒトES細胞の分配は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。</p> <p>一 この指針に基づき使用計画を実施する使用機関に対してのみ分配をすること。</p>	<p>(ヒトES細胞の分配)</p> <p><u>第十一条</u> 分配機関は、使用機関又は海外機関に対してヒトES細胞を分配することができるものとする。</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>記載の適正化。海外の臨床目的での分配を可能にする改正。第1項と統合。</p>

現行	改正後(案)	備考
<p><u>二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。</u></p>	<p><u>2 ヒトES細胞の分配は、必要な経費を除き、無償で分配するものとする。</u></p>	<p>記載の適正化。内容は変更なし。</p>
<p>(海外使用機関に対する分配の要件)</p> <p><u>第八条</u> 海外使用機関に対するヒトES細胞の分配は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。</p> <p><u>一</u> 第二十条第七項に規定する文部科学大臣の確認を受けた海外分配計画に基づき契約を締結した海外使用機関に対してのみ分配をすること。</p> <p><u>二 必要な経費を除き、無償で分配をすること。</u></p>	<p>(海外機関に対する分配)</p> <p><u>第十二条</u> 分配機関による海外機関へのヒトES細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>海外分配計画を廃止して、契約により分配可能とする。</p> <p>海外分配計画は廃止する。 新第11条第2項に統合</p>
<p>(分配機関の倫理審査委員会)</p> <p><u>第十六条</u> 分配機関の倫理審査委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 この指針に即して、設置計画の変更の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p><u>二</u> この指針に即して、海外分配計画の妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p><u>三</u> ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して分配機関の長に対し意見を提出すること。</p> <p>2 第十三条第二項から第四項までの規定は、分配機関の倫理審査委員会の要件及び運営について準用する。この場合において、これらの規定中「設置審査委員会」とあるのは「分配機関の倫理審査委員会」と、「設置計画の妥当性」とあるのは「設置計画の変更及び海外分配計画の妥当性」と、「分配機関を設置しようとする機関」とあるのは「分配機関」と、「当該設置計画を実施する研究者」とあるのは「当該設置計画及び海外分配計画を実施する研究者」と、「設置計画の審査」とあるのは「設置計画の変更及び海外分配計画の審査」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>新第7条</p>
<p>分配の進行状況等の報告)</p> <p><u>第十七条</u> 分配責任者は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を分配機関の長及び分配機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。</p> <p>2 分配機関の長は、少なくとも毎年一回、文部科学大臣にヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を報告するものとする。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>新第13条</p>
<p>(分配機関の業務の終了等)</p> <p><u>第十八条</u> 分配機関の長は、分配機関の業務を終了し、又は中止しようとするときは、終了後又は中止後のヒトES細胞の取扱いについて、分配機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、文部科学大臣の確認を受けるものとする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、分配機関の業務の終了後又は中止後の</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>新第14条</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>ヒトES細胞の取扱いの妥当性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>3 文部科学大臣は、第一項の確認を行ったときは、当該業務が終了し、又は中止された旨を公表するものとする。</p>		
<p>第三節 海外使用機関に対する分配</p>	<p>[節を削る]</p>	
<p>(海外使用機関の基準)</p> <p><u>第十九条</u> 海外分配計画については、当分の間、次に掲げる要件を満たす海外使用機関に対する分配について策定するものとする。</p> <p><u>第二十条</u></p> <p><u>3</u> 分配責任者は、分配をする海外使用機関のヒトES細胞の使用が当該海外使用機関が存する国の法令又はこれに類するガイドラインに基づき承認されたものであることを示す書類の写し及びその日本語による翻訳文を、海外分配計画書に添付するものとする。</p> <p><u>二</u> ヒトES細胞及び分化細胞の取扱いについて、当該海外使用機関が存する国の法令又はこれに類するガイドラインを遵守すること。</p> <p><u>三</u> 分配を受けたヒトES細胞を、他の機関に対して分配又は譲渡をしないこと。</p> <p><u>三</u> ヒトES細胞の使用を終了したときは、残余のヒトES細胞を、当該ヒトES細胞の分配をした分配機関との合意に基づき廃棄し、又は当該ヒトES細胞の分配をした分配機関に返還若しくは譲渡すること。</p> <p><u>四</u> ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。</p> <p><u>五</u> 商業目的の利用を行わないこと。</p> <p><u>六</u> 人体に適用する臨床研究その他医療及びその関連分野における使用を行わないこと。</p> <p><u>七</u> 個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。</p> <p><u>八</u> その他ヒトES細胞の適切な取扱いに必要な措置を講ずること。</p> <p><u>九</u> この条に定める海外分配計画の基準に反することとなった場合においては、ヒトES細胞の分配をした分配機関にヒトES細胞を返還又は譲渡すること。</p> <p><u>七</u> 個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。</p>	<p>[条を削る。]</p> <p><u>二</u> 分配をするヒトES細胞の使用が当該海外機関の存する国又は地域の制度等に基づき承認されたものであること。</p> <p><u>三</u> ヒトES細胞の取扱いについて、当該海外機関の存する国又は地域の制度等を遵守すること。</p> <p><u>三</u> 分配を受けたヒトES細胞を、他の機関に対して分配をしないこと。</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>四</u> ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及び人の胎児へのヒトES細胞の導入並びにヒトES細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。</p> <p><u>五</u> 基礎的研究及び医療目的以外の利用を行わないこと。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>六</u> この条に定める要件に反することとなった場合においては、直ちにヒトES細胞の使用を終了すること。</p> <p><u>七</u> 個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること(人クローン胚を用いて樹立されたヒトES細胞を分配しようとする場合に限る。)</p>	<p>海外分配計画は廃止する。</p> <p>譲渡を分配に含める。なお、「他の機関」はMTA契約外の機関を指す。終了時の取扱いは特に定めない。</p> <p>—</p> <p>臨床目的での分配を可能とする。</p> <p>同上</p> <p>新七号</p> <p>その他は特に想定されないため削除</p> <p>特二方法を定めず使用を終了することとした。</p> <p>受精胚由来ES細胞には、個人情報上の個人情報はなく、人クローン胚由来ES細胞に限ることとした。</p>
<p>(海外使用機関に対する分配の手続)</p> <p><u>第二十条</u> 分配責任者は、海外使用機関にヒトES細胞の分配をするに当たっては、あらかじめ、海外分配計画書を作成し、海外分配計画の実施について当該分配機関の長の了承を求め</p>	<p><u>2</u> 分配責任者は、海外機関に対してヒトES細胞を分配したときは、分配の結果を記載した報告書を作成し、分配機関の長に提出するものとする。</p>	<p>海外分配計画は廃止し、MTA契約+報告に変更。</p>

現行	改正後(案)	備考
<p><u>るものとする。</u> [項を加える。]</p> <p><u>2</u> 海外分配計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 海外分配計画の名称</p> <p>二 分配機関の名称及び所在地並びに分配機関の長の氏名</p> <p>三 分配責任者の氏名</p> <p>四 分配をする海外使用機関の名称及びその所在地並びに国 名</p> <p>五 分配の方法</p> <p>六 分配をする海外使用機関の使用の期間</p> <p>七 分配に供されるヒトES細胞の入手先及びヒトES細胞株の名称</p> <p>八 海外使用機関の基準に関する説明</p> <p>九 その他必要な事項</p> <p><u>3</u> 分配責任者は、分配をする海外使用機関のヒトES細胞の使用が当該海外使用機関が存する国の法令又はこれに類するガイドラインに基づき承認されたものであることを示す書類の写し及びその日本語による翻訳文を、海外分配計画書に添付するものとする。</p> <p><u>4</u> 分配機関の長は、第一項の了承を求められたときは、その妥当性について当該機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき海外分配計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。</p> <p><u>5</u> 分配機関の長は、海外分配計画の実施を了承するに当たっては、当該海外分配計画による分配について、当該ヒトES細胞の樹立をした樹立機関の長の同意を求めものとする。</p> <p><u>6</u> 樹立機関の長は、やむを得ない場合を除き、前項の同意をするものとする。</p> <p><u>7</u> 分配機関の長は、海外分配計画の実施を了承するに当たっては、第四項及び第五項の手続の終了後、当該海外分配計画のこの指針に対する適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。</p> <p><u>8</u> 前項の場合には、分配機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>一 海外分配計画書</p> <p>二 分配機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類</p> <p><u>9</u> 文部科学大臣は、海外分配計画のこの指針に対する適合性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p>	<p><u>3</u> 分配機関の長は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p>	<p>同上</p> <p>海外分配計画の廃止に伴い削除</p> <p>新第12条第1項第1号</p> <p>海外分配計画の廃止に伴い削除</p> <p>分配機関と樹立機関との契約等により適宜実施される内容であるため削除</p> <p>分配機関と樹立機関との契約等により適宜実施される内容であるため削除</p> <p>海外分配計画の廃止に伴い削除</p> <p>海外分配計画の廃止に伴い削除</p> <p>海外分配計画の廃止に伴い削除</p>

現行	改正後(案)	備考
<p>(分配の進行状況等の報告)</p> <p>第十七条 分配責任者は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を分配機関の長及び分配機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。</p> <p>2 分配機関の長は、少なくとも毎年一回、文部科学大臣にヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けの状況を報告するものとする。</p>	<p>(分配業務の状況の報告)</p> <p>[条を削る。]</p> <p>第十三条 分配機関の長は、少なくとも毎年一回、倫理審査委員会及び文部科学大臣にヒトES細胞の分配等の状況を報告するものとする。</p>	<p>業務の簡素化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(分配機関の業務等)</p> <p>第十条 分配機関は、ヒトES細胞の分配等をするもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>2 分配機関は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けに関する記録を作成し、これを保存するものとする。</p> <p>3 分配機関は、ヒトES細胞の分配等、返還及び譲受けに関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。</p>	<p>[条を削る。]</p> <p>2 分配機関は、ヒトES細胞の分配業務に関する記録を作成し、これを保存するものとする。</p> <p>3 分配機関は、ヒトES細胞の分配業務に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(分配機関の業務の終了等)</p> <p>第十八条 分配機関の長は、分配機関の業務を終了し、又は中止しようとするときは、終了後又は中止後のヒトES細胞の取扱いについて、分配機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、文部科学大臣の確認を受けるものとする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、分配機関の業務の終了後又は中止後のヒトES細胞の取扱いの妥当性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>3 文部科学大臣は、第一項の確認を行ったときは、当該業務が終了し、又は中止された旨を公表するものとする。</p>	<p>(分配業務の終了)</p> <p>第十四条 分配機関の長は、分配機関の業務を終了しようとするときは、終了後のヒトES細胞の取扱いについて、倫理審査委員会の意見を求めるとともに、文部科学大臣の確認を受けるものとする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の確認を求められたときは、分配機関の業務の終了後のヒトES細胞の取扱いの妥当性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。</p> <p>[項を削る。]</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>内容に変更なし</p> <p>指針で規定する内容ではないため削除</p>
<p>第三章 ヒトES細胞の使用等</p> <p>第二十一条～第三十六条 (略)</p>	<p>[章を削る。]</p>	<p>ES使用指針の内容</p>
<p>第四章 雑則</p>	<p>[章を削る。]</p>	
<p>(関係行政機関との連携)</p> <p>第三十七条 文部科学大臣は、ヒトES細胞の取扱いが、医療及びその関連分野と密接な関係を持つことに鑑み、情報の提供を行う等厚生労働大臣及び経済産業大臣と密接な連携を図るものとする。</p>	<p>[条を削る。]</p>	<p>指針策定時に比べ、関係行政機関との連携は当然になっているので、削除する。</p>
<p>(指針不適合の公表)</p> <p>第三十八条 文部科学大臣は、ヒトES細胞及びヒトES細胞から作成した生殖細胞の取扱いがこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>(指針不適合の公表)</p> <p>第十五条 文部科学大臣は、ヒトES細胞及びヒトES細胞から作成した生殖細胞の取扱いがこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>—</p>